

個人情報保護法令和3年改正等について

(学術研究分野・公的部門関係)

令和3年10月11日



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

I. はじめに	・・・P 2
II. 学術研究分野関係	・・・P 9
III. 公的部門関係	・・・P22

I . はじめに

個人情報保護法に関する主な経緯

2003年（平成15年） **個人情報保護法成立**（2005年（平成17年）全面施行）



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年（平成27年） **個人情報保護法改正**（2017年（平成29年）全面施行）



3年ごとに見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年（令和2年） **3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正**
6月成立・公布

令和2年改正法

2021年（令和3年） **デジタル社会形成整備法※に基づく法改正（官民一元化）**
5月成立・公布

令和3年改正法

※ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）第50条及び第51条

令和 2 年改正法と令和 3 年改正法

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく改正

利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知、
不適正利用の禁止、「仮名加工情報」の創設、
個人関連情報の第三者提供制限、越境移転に係る情報提供の充実等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I ・ビッグデータ時代への対応 等

令和3年改正法

令和 4 年 4 月一部施行（予定）
（地方部分は令和 5 年春頃施行）

デジタル社会形成整備法に基づく改正

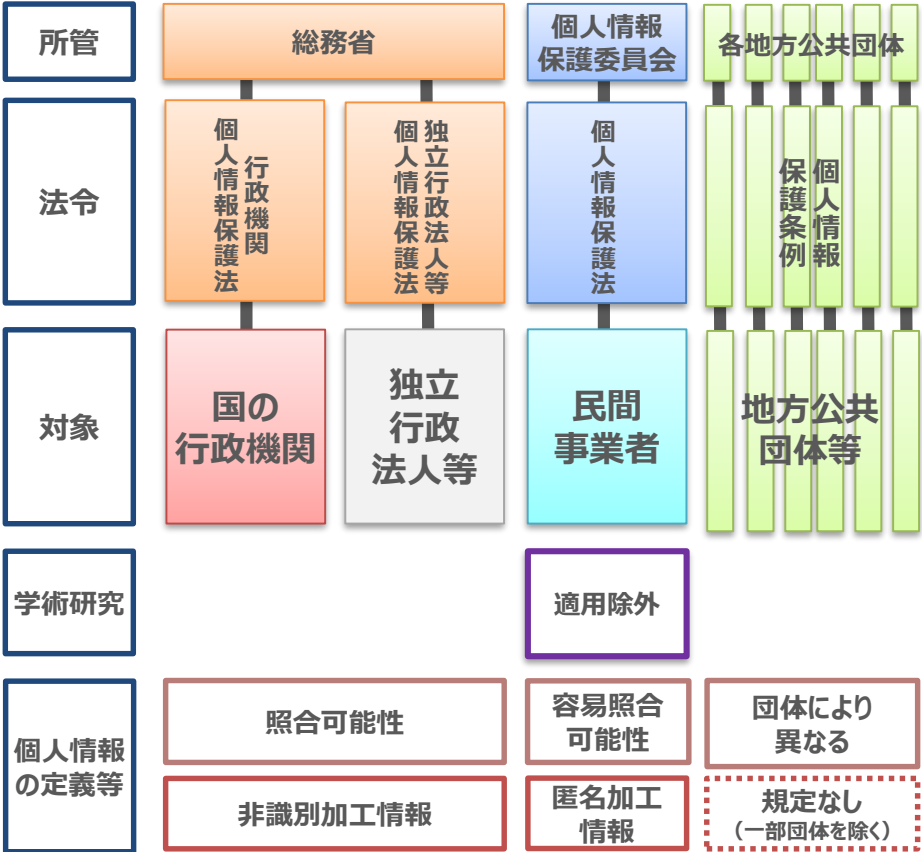
官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

令和 3 年改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】

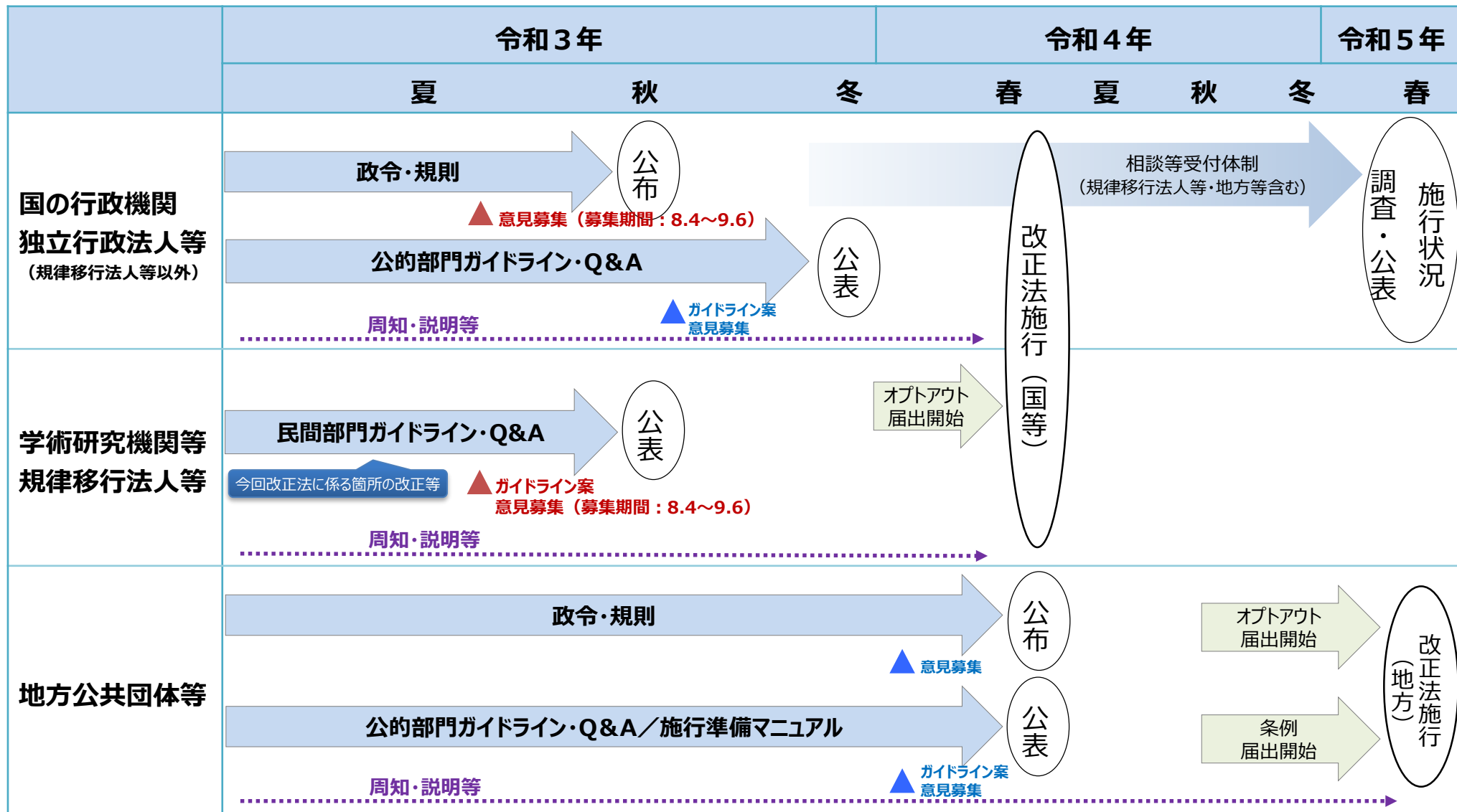


【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年改正法に関する今後のスケジュール



※ 「個人情報の保護に関する基本方針」の改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月1日に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

【参考】令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

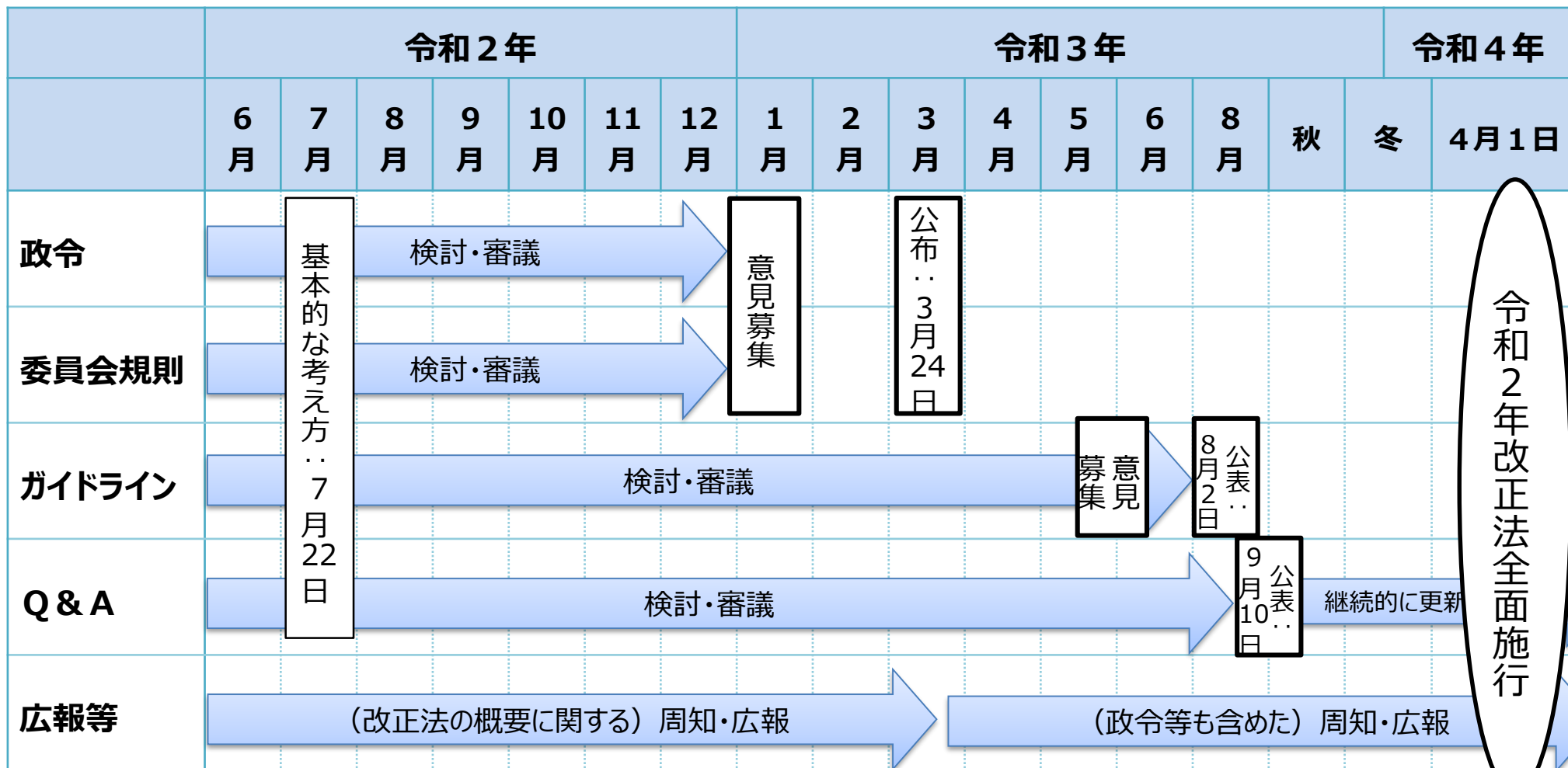
5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

【参考】令和2年改正法に関するスケジュール



※「個人情報の保護に関する基本方針」の改正も予定。

※デジタル社会形成整備法による個人情報保護法改正（令和3年改正法）のうち一部（デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係）が令和4年4月に施行予定。同整備法第51条による地方公共団体等関係は令和5年春施行予定。

※令和3年9月30日、令和2年改正法の全面施行前より適用が可能な一部の項目をQ&Aに追加し公表。

Ⅱ．学術研究分野関係

- 以下、条文番号は、令和 5 年春施行予定のデジタル社会形成整備法第50条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和 4 年 4 月施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和 5 年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体の機関及び
地方独立行政法人についても個人情報保護法が適用。

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 令和3年改正法により、民間部門の学術研究機関にも個人情報保護法の規律（安全管理措置（第23条〔現行法では20条※以下同じ〕）、本人からの開示等請求への対応（第33条〔28条〕等）等）が適用されることとなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（第18条〔16条〕）、② 要配慮個人情報の取得制限（第20条〔17条〕第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条〔23条〕）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人等

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人等）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

※個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

※その他、外国第三者提供の制限（第28条〔24条〕）、第三者提供の確認記録義務（第29条・30条〔25条・36条〕）等も例外となる。 10

[参考]「学術研究機関等」及び「学術研究目的」

法第16条第8項

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- ・「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- ・「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- ・なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- ・一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

※国公立の大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として民間の大学等、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

学術研究目的

「学術研究目的」に関する主な条文

- ① 利用目的変更の制限の例外に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
- ② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
- ③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- ④ 学術研究機関等の責務に関するもの（法第59条）

- ・「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- ・なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

【参考】例外規定の適用に関する共通要件

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置や開示請求等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、例外規定が適用される。
 - ① 利用目的変更の制限に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
 - ② 要配慮個人情報の取得の制限に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
 - ③ 個人データの第三者提供の制限に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

【学術研究目的で取り扱う必要がある】

- ・ 「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合については、一般の民間事業者による個人情報の利用と比べ、個人の権利利益が侵害されるおそれが相当程度低下することとなる一方で、真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。
- ・ そのため、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供は、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要性がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である。
- ・ また、学術研究目的で取り扱う必要があつて、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対して提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、可能な措置を講ずることが望ましい。

【個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合】

- ・ 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、目的外利用又は提供をすることはできない。この場合、当該個人情報を不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。

【参考】利用目的変更の制限の例外

法第18条第3項第5号

- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

法第18条第3項第6号

- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

【参考】要配慮個人情報取得の制限の例外

法第20条第2項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

法第20条第2項第6号

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

【参考】 第三者提供の制限の例外

法第27条第1項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

事例1) …顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、目線を隠す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2) …実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

法第27条第1項第6号

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

【参考】第三者提供の制限の例外

法第27条第1項第7号

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、当該学術研究機関等に対する個人データの第三者提供に当たって、提供する個人情報取扱事業者は、本人の同意を取得する必要がない。

【参考】学術研究機関等の責務

法第59条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用（法第18条）、要配慮個人情報の取得（法第20条第2項）及び第三者提供の制限（法第27条）に関しては、学術研究機関等が学術研究の用に供する場合、学術研究機関等が学術研究の結果の発表又は教授の用に供する場合、及び非学術研究機関等が学術研究機関等と共同して学術研究の用に供する場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている。
- 一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第17条）、不適正な利用の禁止（法第19条）、適正な取得（法第20条第1項）、利用目的の通知（法第21条）及びデータ内容の正確性の確保（法第22条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。
- また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第23条から第26条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第33条から第40条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第3節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第4節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第4章第5節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。

【参考】学術研究機関等の責務

（学術研究機関等による自主規範の策定・公表について）

- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範に則っているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

【参考】法第146条第1項

委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

[参考] 規律移行法人等

法第123条第2項

2 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百五条及び次章から第八章まで（第七十一条、第七十五条及び第七十六条を除く。）の規定を適用する。

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、改正後法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 独立行政法人国立病院機構
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 放送大学学園

- 他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第122条第2項、第125条及び第6章から第8章まで（第171条、第175条及び第176条を除く。））が適用される。

※地方独立行政法人に関する規律（令和5年春施行予定）

- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。

令和 3 年改正法の円滑な施行に向けた取組の方針

- 令和 3 年改正法の円滑な施行に向けて、関係者の意見を聞きながら、ガイドライン・施行準備マニュアル等の整備を進める。

○ ガイドライン

- ・ 新たに追加された各種例外や学術研究機関等の責務に関する規定について、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関係規定に関する説明を追記する形で対応。
（改正）目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供、適用除外 等
（追加）「学術研究機関等」、「学術研究目的」、学術研究機関等の責務 等
※ 事例についても、今後、盛り込む予定。

○ 関係機関等への支援

- ・ 国立大学法人を含む学術研究機関や規律移行法人からは、プライバシーポリシーや内部規程等の整備、安全管理体制、教員・研究者向け周知方法、漏えい等報告への対応などについて、個人情報保護委員会に相談が寄せられている。
- ・ このため、個人情報保護委員会としては上記ガイドラインの公表に加えて、関係機関や法人に対して令和 3 年改正法の施行に向けた準備作業について、情報提供等の必要な支援を行っていく。

[参考] 令和3年改正法 民間部門ガイドライン案の概要

- 令和3年改正法で、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報等を取り扱う場合の規律について、一律の法の適用除外ではなく、個別の規定ごとに例外規定を設けることとしたこと、国立の病院、大学等の別表第2に掲げる法人等（規律移行法人等）については、原則として、民間の病院、大学等と同様の規律を適用することとしたことを踏まえた改正を行う。
- これに加えて、通則編については、令和3年改正法における「学術研究機関等」に関する定義規定の追加や条文構造の変化に即して、全体の構成を修正する（記載内容については従前のものを踏襲）。

事項	令和3年改正法の内容	ガイドライン案の改正内容
利用目的変更の制限の例外	学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置く	- あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合
要配慮個人情報取得の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合
第三者提供の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など
学術研究機関等の責務	個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定する	- 学術研究機関等の責務について、解釈を具体的に記載 - 学術研究機関等に係る法律の特例・適用関係 - 学術研究機関等による自主規範の策定・公表（努力義務）
規律移行法人等	国立の病院、大学等の別表第2に掲げる法人等（規律移行法人等）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用する	原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用される法人について、その対象となる法人や法の適用関係を記載

※ 以上のほか、各ガイドラインにおいて、令和3年法改正に伴う「条ずれ」対応等の所要の改正を実施

Ⅲ. 公的部門関係

- 以下、条文番号は、令和 5 年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和 4 年 4 月施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和 5 年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体の機関及び
地方独立行政法人についても個人情報保護法が適用。

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和 2 年改正法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和 3 年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和 2 年改正法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
 - ※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、後述。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係①

■ 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。

- 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
- 利用目的の明示（法第62条）
- 正確性の確保（法第65条）
- 利用及び提供の制限（法第69条）

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係②

- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - 適正な取得（法第64条）
 - 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - 安全管理措置（法第66条）
 - 従事者の義務（法第67条）
 - 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

3. 個人情報ファイル関係

- 国の行政機関においては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律（法第74条）及び個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律（法第75条）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。
- 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人等※を含む。）については、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律（法第74条）の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律（法第75条）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される
※「規律移行法人等」については、後述。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人等※を含む。）については、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか認められていなかった開示等請求について、改正後の法律においては任意代理人による開示等請求が認められるようになる。 ※「規律移行法人等」については、後述。

- 地方公共団体においては、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる（法第108条）。

● 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること
(法は原則として請求から30日以内に開示決定等すべき旨を規定。)
- ◆ 手数料を無料又は従量制とすること

※ 口頭開示の可否・許容範囲については今後整理予定。

● 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

5. 行政機関等匿名加工情報関係

- 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人等※を含む。）については、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規律（法第5章第5節）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。
- ただし、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人等」については、後述。

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

7. 規律移行法人等関係

- ①法別表第2に掲げられた法人、②学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人、③独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営、④地方公共団体の機関が行う病院、診療所及び大学の運営については、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

【参考】 公的部門の機関、法人等の種別と規律の適用関係

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示、訂正、利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節)	公的部門の規律 (第5章第4節)	公的部門の規律 (第5章第5節)
独立行政法人等	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節) ※第75条のみ		
別表第二に掲げる法人及び（独）労働者健康安全機構 ※1	民間部門の規律 (第4章) ※2、3			
地方公共団体の機関	公的部門の規律 (第5章第2節)			
病院、診療所、及び大学の運営の業務	民間部門の規律 (第4章) ※2、3			
地方独立行政法人	公的部門の規律 (第5章第2節)			
試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの	民間部門の規律 (第4章) ※2、3			

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2 保有個人データに関する事項の公表等（第32条）並びに開示、訂正等及び利用停止等（第33条～第39条）に関する規定は適用されない。

※3 民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務（第4節）に関する規定は適用されない。

[参考] 令和3年改正個人情報保護法 政令・規則案の概要

○ 基本的な考え方（第176回委員会で示した考え方を踏まえた整理）

- 令和3年改正個人情報保護法（以下「令和3年改正法」）で行政機関個人情報保護法等の現行の規律を踏襲した部分については、行政機関等に関する既存の政令・規則と同様の規律を政令・規則案において整備する。【大半の改正事項はこれに該当】
- 令和3年改正法で、行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して規律の充実や適用関係の整理を図った部分や、令和2年改正を踏まえるなどして行政機関等に関する新たな規律を設けた部分については、令和3年改正法の趣旨や、令和2年改正後の民間事業者に関する政令・規則との整合性及び公的部門の実情を踏まえて、以下のとおり、必要な規律を政令・規則案において整備する。

事項	令和3年改正法の内容	政令・規則案の規律内容
行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務 【政令事項】	法別表第2に掲げる法人等（規律移行法人）については、原則として民間部門の規律を適用するが、規律移行法人が法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等における安全管理措置の規定を準用する	- 規律移行法人が法令に基づき行う業務のうち、公権力の行使に当たる行為を含む業務について、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務として規定する（改正後個人情報保護法施行令第18条）。 ※ これらの業務については、従業者の義務（法第67条）及び罰則（法第171条及び第175条）についても、行政機関等の職員等と同様の規律の適用を受ける。
任意代理人による開示等請求 【政令事項】	行政機関等に対する開示等請求について、行政機関個人情報保護法で認められている法定代理人に加えて、任意代理人による請求が認められる	任意代理人が開示等請求を行う場合に提示し又は提出しなければならない書類について規定する（改正後個人情報保護法施行令第21条第3項）。
漏えい等報告・本人通知の対象となる事態 【規則事項】	民間部門の規律を踏まえ、行政機関等において保有個人情報の漏えい等が生じた場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務付ける	- 漏えい等報告・本人通知の対象となる個人の権利利益を害するおそれが大い事態として、保有個人情報に係る本人の数が100人（注）を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態等を規定する。（改正後個人情報保護法施行規則第43条第4号） 注 民間部門では1,000人。 ※ 上記以外の対象（要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等の発生等）や手続的事項については、民間部門同様の規律とする。
越境移転 【規則事項】	保有個人情報を利用目的以外の目的で越境移転する際に、移転先が体制整備に係る一定の基準を満たす場合等を除き、本人同意の取得を義務付けるとともに、同意取得時における本人への情報提供並びに移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための必要な措置及び本人の求めに応じた当該措置に係る情報提供を義務付ける	①外国第三者への提供に係る本人同意取得時の情報提供の方法・事項、②本人同意取得の例外に当たる場合として移転先が満たすべき体制整備に係る基準（相当措置を継続的に講ずるために必要な基準）及び③②の場合において行政機関等が講ずべき、当該移転先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置及び本人への情報提供に係る事項について、民間部門同様に規律する。 ※ 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国の範囲については、公的部門においては特段の定めを置かないこととする。

※ 以上のほか、令和3年法改正に伴う「条ずれ」対応等の技術的な修正や、関係政令・規則について所要の改廃（ハネ改正等）を実施

公的部門ガイドライン等の全体像

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

公的部門ガイドライン等の策定に向けて

- 令和4年4月施行分（国の行政機関・独立行政法人等）に係る**ガイドライン**については、意見募集を実施した上で年明けまでに公表、「**事務対応ガイド**」・「**Q&A**」についても同時期までの公表を目指す。
- 令和5年春施行分（地方公共団体等）については、政令・規則と併せて、来年4月までに**ガイドライン等**を公表することを目指す。引き続き説明会等を通じた地方公共団体等の意見交換を行っていく。

（これまでの経過）

- 令和3年5月12日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 成立
（→同19日公布）
- 令和3年5月19日 **第174回 個人情報保護委員会**
 - 「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」
- 令和3年6月1・2・3日 **都道府県向け説明会（全3回）**
- 令和3年6月23日 **第176回 個人情報保護委員会**
 - 「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」
 - 「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」
- 令和3年7月2日～16日 **全国自治体向け説明会（全6回）**
- 令和3年8月4日 **第181回 個人情報保護委員会**
 - 「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」（→意見募集実施）